

民有地マッチング事業費補助金実施要領

第1 趣旨

この要領は、神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第14条の規定に基づき、民有地マッチング事業(以下「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営する法人等(以下「介護施設等整備法人等」という。)のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする。

第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、市町村とする。

なお、市町村が認めた者への委託等も可能とするが、委託により事業を実施する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、市町村において地域の介護の需給状況を十分に把握した上で委託を行うこと。

第4 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく市町村計画の作成

(1)市町村は「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第6条に基づき、地域医療介護総合確保基金を介護施設等整備事業で活用するにあたっては、同法第5条第1項に規定する市町村計画(以下「市町村計画」という。)を作成すること。

(2)市町村計画の計画期間は、原則1年間とする。なお、個別の事業の内容に応じて期間を複数年とすることも可能とする。

(3)市町村は、市町村計画における目標を達成すること等を目的として、必要に応じて、当該市町村計画の計画期間内に市町村計画の変更を行うことができるものとする。

市町村計画は、原則、市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図らなければならない。

ただし、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として、後年度で予定している在宅・施設サービスを前倒しで整備を行う場合については、計画との整合性の確保を図ることが困難であるため、計画の変更まで求めるものではない。

(4)市町村計画を変更する場合には、あらかじめ地域の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めること。

なお、市町村計画を変更した場合には、知事の定める軽微な変更を除き、遅滞なく知事へ報告を行うこと。

(注)軽微な変更とは次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 計画期間の範囲内において、工事の遅れ等に伴い、個別の事業の期間を変更する場合。

イ 市町村計画に位置づけられている個別の事業において、入札等により当該事業に要する費用の額が変更する場合。

ただし、個別の事業に要する費用の額のうち、基金が占める割合を増加させない場合に限る。

第4 補助金の交付

この補助金の額は、交付要綱第3条より算出された額を県の予算の範囲内で交付するものとする。

第5 補助事業の内容

1 補助事業の条件

(1) 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

ア 介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適当な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

イ アで選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

ウ 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。

エ 選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。

オ 本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

(2) 整備候補地等の確保支援

介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。

- ア 介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。
- イ 介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。
- ウ 実施に当たっては、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し適切な整備候補地等を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。
- エ 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続きや各種補助制度、税制等について説明を行うことが望ましい。
- オ 介護施設等の用に供することが決定した際には、適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。

(3) 地域連携コーディネーターの配置支援

介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は介護施設等に配置する。

- ア 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。
- イ コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況について情報共有を行うなど市町村と連携するとともに、市町村は必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。
- ウ 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。

3 補助対象経費

交付要綱別表 3 (5) 民有地マッチング事業の補助対象経費欄で定めるものであって、本補助金の交付決定後に事業に着手（入札、契約等）し、当該事業の実施にあたって必要な経費を対象とする。

なお、市町村が雇用する職員の人件費については、専ら本事業に従事する職員のみを対象とし、任期の定めのない常勤職員は対象としない。

4 次に掲げる事業又は経費は、本事業の対象としない。

- (1) 交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了している場合。
- (2) 他の国庫負担（補助）制度により、既に国が当該事業の経費の一部を負担し又は補助している場合。
- (3) その他事業として適当とは認められない場合。

5 交付対象者

交付対象者は市町村とする。

第6 提出書類

1 本事業の交付の申請にあたっては、交付要綱第4条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 民有地マッチング事業費補助金申請額算出内訳（別紙1）
- (2) 民有地マッチング事業整備計画等調書（別紙2）
- (3) 民有地マッチング事業計画書（別紙3-1 又は別紙3-2 又は別紙3-3）
- (4) 民有地マッチング事業計画書（積算内訳）（別紙4）

2 本補助金の実績を報告するにあたっては、交付要綱第10条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 民有地マッチング事業費補助金精算額算出内訳（別紙5）
- (2) 民有地マッチング事業実績書（別紙6-1 又は別紙6-2 又は別紙6-3）
- (3) 民有地マッチング事業実績書（積算内訳）（別紙7）
- (4) 「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について（民有地マッチング事業）（別紙8）

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。